

平成26年度 公立大学法人山梨県立大学年度計画

第1 中期目標の期間

平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間とする。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

ア 学士課程

- ・平成25年度の科目の到達目標ならびに評価方法の妥当性の検証を受けて、科目担当教員が学生の授業評価における到達目標達成度評価を参考に、自己診断シート等を活用した自己評価を行う。
- ・カリキュラムポリシーに沿ったコースナンバリングの導入について検討する。

(ア) 国際政策学部

- ・中期計画に沿った人材育成教育を実現するため、特に以下の点を重視して取り組む。
 - ①学生のキャリア形成と自主的学習を支援する。
 - ②カリキュラム化したSL（サービスマーケティング）2科目を中心に、地域連動型のアクティブラーニング教育の一層の充実を図る。
 - ③学生の海外留学や海外研修等を促進する。

(イ) 人間福祉学部

- ・中期計画に沿った人材育成教育を実現するため、特に以下の点を重視して取り組む。
 - ①実践現場との連携を進めながら、教育内容に社会の動向や実践現場の課題を反映させる。
 - ②学生の自己学習力や協働する力を高めるため、授業の中に、調査研究・グループワーク・ディスカッション等を積極的に取り入れる。
 - ③実習体制を強化し、現場実習の質の向上を図る。
 - ④オリエンテーションやクラス担任制を活用し、計画的な履修指導を行う。

- ・新卒者について、社会福祉士、精神保健福祉士の国家試験合格率向上を目指し、学部として支援の取り組み（学内模擬試験・過去問題のメール配信・対策講座）を行う。

(ウ) 看護学部

- ・中期計画に沿った人材育成教育を実現するため、特に以下の点を重視して取り組む。
 - ①平成26年度改正カリキュラム（卒業単位数131単位以上）が適切に運用されるよう、学生には履修指導を丁寧に行う。教員に対しては、学部の教育の到達目標の3観点がシラバスに反映されるよう、委員会活動を通して周知する。
 - ②「卒業までに到達すべき技術チェック表」を4年生のすべての実習が終了する11月に回収し、集計・分析し、評価を行う。
 - ③「看護学実習ワークショップ」等で実習施設との連携を図り、看護学実習の具体的課題を共有し解決に向けて検討を行う。
- ・看護師国家試験合格率は100%を目指す。保健師・助産師国家試験合格率は全国平均を上回る。
- ・国家試験への取り組みに関して、学生厚生委員会とチューター教員の連携により組織としての支援体制（国家試験模擬試験のフィードバック指導および補講など）を継続する。

イ 大学院課程

(ア) 看護学研究科

- ・専門看護師38単位カリキュラムの移行を進めるための準備を行う。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

ア 学士課程

(ア) 入学者の受け入れ

- ・学部のアドミッションポリシーを踏まえた入試のあり方について国の入試制度改革の動向を視野に入れて、さらなる検討を行う。
- ・平成26年度入試の出願状況・合格状況について県内外出願動向について分析する。
- ・県内高校、県外（長野・静岡）高校への訪問説明を行う。
- ・入試委員会と連携を図り、入試情報の開示内容と方法について改善を行う。
- ・入試選抜方式別の入学後の成績等を、GPAスコアを活用して学年進行にあわせて追跡調査する。
- ・入学者を対象とした入試に関するアンケートを行い、入学動機等を分析し入試広報に活用する。
- ・国際政策学部・人間福祉学部の編入学定員の見直しについて、引き続き検討を行う。
- ・出前授業、1日大学体験、高校訪問PR活動、オープンキャンパスを実施する。
- ・ウェブサイトの活用調査を行い、高校生に向けた内容の充実を図る。

(イ) 教育課程及び教育内容の充実

- ・国際政策学部では、平成27年度のカリキュラム改正に向けた検討を学部将来構想検討委員会等で行い、新カリキュラムを作成する。
- ・人間福祉学部では、小学校教諭免許課程の設置（人間形成学科）や精神保健福祉士課程の指定規則変更（福祉コミュニティ学科）等に伴い、平成24年度に先行的にカリキュラム改定を行った。この平成24年度カリキュラムについて、学部カリキュラム検討会議（学部長・学科長・学部教務委員で構成）および各学科会議で点検評価を行い、必要に応じて改定を検討する。
- ・看護学部では、平成26年度入学生から適用される改正カリキュラム（卒業単位数131単位以上）を適切に運用するとともに、適切に運用できているか委員会において検討する。
- ・大学COO事業（地（知）の拠点整備事業）の実施に合わせカリキュラムへの地域関連科目等の位置づけを明確にする。
- ・単位取得状況等について基礎データを全学的に蓄積する（平成25年度入学生より全学でGPA基礎データとして収集する）。
- ・授業評価等のデータ活用を図り、教育改善（教員の授業力向上・学生の学びの量的・質的充実）に結び付ける。
- ・シラバス記載事項の点検を実施し、学部教務委員会等を通じて必要に応じて改善を促す。
- ・全学共通科目の履修状況および単位取得状況などについてデータの収集・分析を継続するとともに、GPA、GPCによる学修状況、成績評価の分析を進める。
- ・4単位化による初年度のキャリアデザインⅠ（入門、基礎的内容）とキャリアデザインⅡ（応用、実践的内容）を継続性のある体系とする。
- ・国際政策学部では、専門科目の履修状況について分析し、教育課程の体系における諸科目の配置について点検・整備する。
- ・人間福祉学部では、学部カリキュラム検討会議（学部長・学科長・学部教務委員で構成）および各学科会議で、平成24年度カリキュラムの実施状況（科目履修状況や科目配置等）について点検評価を行い、改善点を検討する。
- ・看護学部では、専門科目の履修状況について分析し、教育課程の体系性整合性を検証するための資料として、学部の到達目標と各授業科目の到達目標との対応表（カリキュラム・マップ）の作成を継続する。
- ・学部・学科の専門性や特性を基盤とし、地域の中核的人材育成を意識した履修モデルを示し、履修指導を行う。
- ・教職課程教育において、サービス・ラーニングやボランティア活動、教育実習等を通じて学校との連携を図り、教職指導の充実を図る。
- ・人間福祉学部の各資格免許課程（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・幼稚園および小学校教員）の実習体制を強化し、実習教育の点検評価と改善に努める。
- ・実習施設との連携強化を図り、臨床講師を中心に実習指導のあり方について「看護学実習ワークショップ」及び「看護学実習意見交換会」等により検討する。
- ・専門職連携教育をフィールドに出て実践し、大学と地域とが協働しながら実学教育を実施する。

- ・ S L（サービスマーケティング）や語学、その他のキャリア関連の自主的学習の一層の促進に向けた、新たな方策について検討する。
- ・ 看護学部・人間福祉学部の合同による専門職連携教育を道志村にて継続実施する。
- ・ 大学コンソーシアムの単位互換制度について、オリエンテーションやその他の履修機会に学生への一層の周知を図る。

（ウ）成績評価等

- ・ 全学部で平成25・26年度入学生以降のGPAに関する基礎データの収集・分析を行うとともに、平成27年度GPA制度の全学導入に向けた課題等について整理し準備する。

イ 大学院課程

（ア）入学者の受け入れ

- ・ 入試方法と入試広報のあり方について検証する
- ・ 社会人学生へのアンケート調査結果等を活用して、社会人が就業と学業との両立が図れるように柔軟な開講時間の調整など教育環境の整備について検討する。

（イ）教育課程及び教育内容の充実

- ・ 専門看護師38単位カリキュラムの移行を進めるために臨床薬理学の科目以外の科目開設を検討するとともに、開講した臨床薬理学の評価を行う。
- ・ 院生・教員へのアンケート結果、院生と教員との意見交換会による情報などを活用して、現行の教育課程の評価と改善に取り組む。
- ・ 専門看護師養成課程修了者の資格取得の支援や、資格取得後の更新申請に向けた支援をするために、看護実践開発研究センターと連携して有資格者による勉強会を開催する。

（ウ）成績評価等

- ・ 平成26年度入学生以降のGPAに関する基礎データの収集・分析を行うとともに、平成27年度GPA制度の全学導入に向けた課題等について整理し準備する。
- ・ 成績評価基準について院生に周知するとともに、周知の状況を点検する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

ア 教職員の配置

- ・ 教育研究の進展や社会の変化等を適確にとらえ、適切な教職員配置に努める。
- ・ 平成26年度も継続して臨床講師の発令を行うとともに臨床講師対象の研修を実施し、実習指導体制の充実を図る。
- ・ 大学運営に学外からの視点を取り入れるため、アドバイザリーボード委員による講演会を企画・開催する。

イ 教育環境の整備

- ・ 学習環境整備や高額教育備品等の整備に関して、学生の要望や老朽化等を踏まえ、県からの施設整備費補助金や目的積立金の活用などにより、計画的に整備する。
- ・ 学術機関リポジトリを充実させる。
- ・ 看護図書館におけるグループワークに対応した学習支援スペースの実現可能な方法について検討する。
- ・ 県立大学図書館におけるラーニングコモンズの実現可能性について検討する。
- ・ 県立大学図書館の開館時間延長の試行を検討する。

ウ 教育の質の改善

- ・ 各学部等の責任者が参加する全学FD委員会、全学的なFD活動の企画・実施・総合調整を行う。
- ・ 各学部等では、教員による相互授業参観、FD研修会等自主的なFD活動を行う。特に学部間の参観も強化していく。
- ・ 毎学期、学生による授業評価を実施し、結果の概要をホームページにより公表する。
- ・ 現行授業評価システムの一層の充実化を図り、各教員の授業改善と学生の学びを支援する。
- ・ 学部等の責任者が、学生授業評価の学部等別結果、所属教員による自己評価結果を踏まえて、学部等としての総括を行う。
- ・ 全学FD委員会が、学部等の総括を踏まえながら、全学的な結果の評価、学生授業評価の活用方策などを検討し、各学部等に還元する。
- ・ 全教職員を対象としたFD・SD研修会や学内他委員会・部会等と連携したFD・SD研修会を行う。
- ・ 教育活動の公表と教育改善（ティーチングポートフォリオ報告会を内容として含む）に関するFD研修会を開催する。
- ・ 新任の教職員を対象として、年度初めに「新任教職員研修会」を行う。

(4) 学生の支援に関する目標を達成するための措置

- ・ 学生相談窓口の活用をオリエンテーションや学生便覧で周知し、利用を促進する。
- ・ クラス担任会・チューターミーティング、学生支援検討会等を開催し、学生の問題について情報交換を行う。

ア 学習支援

- ・教育本部で平成27年度版オリエンテーション企画基準を作成する。
- ・GPA導入に向けての履修指導体制を検討する。
- ・クラス担任やゼミ担当教員を中心に、全教員が連携しながら、必要な学習支援を行う。
- ・学部、学生自治会、学生相談窓口等を通して、学生のニーズを把握し、学生支援の改善を図る。
- ・平成25年度の実施結果を分析したうえで、学生満足度調査を継続して実施する。
- ・自主学習活動への支援の要望を、学生自治会・学生相談窓口等を通して把握し、支援の充実を図る。
- ・キャリアガイダンス、病院説明会、国家試験模試のフォローを通じて資格取得、国家試験などに向けた学生の自主学習活動を支援する。
- ・成績優秀者に対する各学年での表彰を実施する。

イ 生活支援

- ・年3回のチューターリーダー会において、各チューターの年度計画や課題を報告し合い、学生支援に関するチューター間の情報交換を行う。
- ・学生支援を中心とした関係部署（学生支援担当、キャリアサポートセンター等）と連携を推進し、スキルアップ（研修会等）を図る機会を提供する。
- ・学生健康管理システム（電子化）の運用、情報を学生の心身の健康管理（保健指導）に活用するとともに、健康管理データの蓄積をする。
- ・身体とこころの健康管理及び健康づくりの支援をする。
- ・学生の精神健康調査、学生メンタルヘルス相談を実施するとともに、支援のための調査研究を行う。
- ・学生から自主活動のための支援の要望を聞き、内容を検討したうえで対応する。
- ・ハラスメントの防止に関する冊子を学内で配布し啓発活動を継続する。
- ・各キャンパス、各学部には相談員を配置すると共に、電話による学外相談窓口を期間限定で開設し、ハラスメントの防止を図る。
- ・学生および全教職員を対象としたハラスメントに関するアンケートを実施し、現状を把握して人権侵害の防止に努める。
- ・全教職員を対象とした研修会や幹部教職員研修会を開催し、本学の人権侵害防止に関する理解を深める機会とする。また、困難事例や新たな課題への対応について学習するために専門家を招聘し、人権委員を対象とした勉強会を開催し本学の人権侵害防止活動に活かす。
- ・経済困窮者に対する入学料・授業料減免を実施する。
- ・奨学資金の貸与制度などの情報を提供する。

ウ 就職支援

- ・キャリアサポートセンター業務計画の内容に沿った就職支援を企画し実施する。
- ・正課外のキャリア形成の全学的取り組みについてキャリアサポート運営委員会で企画し実施する。
- ・企業等との情報交換会へ参加する。また、企業等と学生との交流する機会を設ける。
- ・ヤングハローワーク等と連携し、学内での就職支援のための相談業務を継続的に行う。
- ・企業等と連携しインターンシップの内容の充実を図る。
- ・学内ガイダンスの際、県内医療施設等でのインターンシップ参加の促進を図る。
- ・学内でのガイダンス、セミナーを企画し就職活動の支援を行う。
- ・体系的なキャリアガイダンスを年5回継続して行う。
- ・山梨県内の病院等施設における奨学金制度調査を実施し、進路相談室の特設コーナーにおいて、学生に情報提供を行う。
- ・在校生が卒業生（県内就職）や内定（県内内定）学生からアドバイスを聞く機会を設け、県内就職率の向上に努める。

エ 多様な学生に対する支援

- ・特別な支援を必要とする学生に対して、学内関係部署が連携し、個別支援を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

ア 目指すべき研究の方向と水準

- ・先進的・多面的な研究の展開により、特色ある研究分野の創出を目指す。
- ・大学COC事業や学長プロジェクト研究、地域研究交流センターの「プロジェクト研究」、「共同研究」等を通じ、地域課題・ニーズ等に対応した研究を推進する。
- ・学長プロジェクト研究や地域研究交流センターの「プロジェクト研究」、「共同研究」等を通して、学部横断的な研究を行う。
- ・産学官、NPO等の学外関係者と連携し、地域課題に対応した「プロジェクト研究」、「共同研究」を推進する。
- ・研究に関する渉外・企画・実施が出来る人材の確保を含め、体制を充実させ、自治体等からの受託研究の受入を促進する。
- ・科学研究費補助金申請に向けて、年度の早い段階で申請に関する学内研修会を開催する。

イ 研究成果の発信と社会への還元

- ・地域研究交流センター主催の各種事業・講座、大学COC事業による各種事業・講座等を企画、実施する。
- ・学術機関リポジトリを充実させる。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

ア 研究実施体制等の整備

- ・重点研究プロジェクトとして「学長プロジェクト研究」を実施する。
- ・「プロジェクト研究」、「共同研究」及び大学COC事業を通じ、外部との連携を深め、研究を行う。
- ・研究教育実績の豊富な人材を特任教員などに活用する。
- ・研究倫理審査を行う体制のさらなる整備・充実を図る。
- ・研究活動及び研究費に係る不正行為等に対する管理・監査体制の充実を図る。

イ 研究環境の整備

- ・教員の研究情報のデータベース化・共有化を引続き進め、本学教員間の共同研究の推進を支援する。
- ・教員間の交流・連携の機運を高め、特色ある研究グループの形成を目指す。
- ・紙ベース情報を含め学外からの研究資金情報の電子ファイル化による学内発信等、外部研究資金の獲得支援体制の整備を図る。

ウ 研究活動の評価及び改善

- ・「プロジェクト研究・共同研究」の成果等について、平成25年度に策定した検証システムによる評価を行うとともに、研究の質の向上を図る。
- ・大学ホームページに掲載されているアカデミック・ポートフォリオの充実を図るとともに、学部紀要の彙報や学部年報において、最新の研究実績を公表する。
- ・山梨県立大学学術交流会を引き続き開催する。

3 地域貢献等に関する目標を達成するための措置

(1) 地域貢献に関する目標を達成するための措置

- ・大学COC事業の推進を担う地域戦略総合センターを拠点に、自治体を含め地域との密接な連携を図りながら、地域課題に対応した教育・研究・社会貢献活動を効果的に実施する。
- ・看護実践開発研究センターにおいて、緩和ケア認定看護師教育課程4年目を実施する。20名の定員枠とし、内50%程度の地域枠を設ける。
- ・看護実践開発研究センターにおいて、認知症看護認定看護師教育課程を開設する。30名の定員枠とし、内50%程度の地域枠を設ける。
- ・看護実践開発研究センターにおいて、県内の看護実践者に対し、研究・教育・看護実践活動の相談・助言・指導を実施する。

ア 社会人教育の充実

- ・地域研究交流センター主催講座、観光講座、コミュニティカレッジ、地域連携講座、学部主催講座、教員免許講習等を企画、実施する。
- ・広報の強化等を図りながら、「授業開放講座」を前期・後期に開催し、科目数・受講者数を増やす。
- ・緩和ケア認定看護師教育課程修了生に対し、最新知識の修得やスキルアップのため、フォローアップ研修を行う。
- ・県内に勤務する看護職を中心に、緩和ケアのレベルアップのため、「ELNEC-J in 山梨」研修を継続主催する。
- ・看護職の緩和ケアのスキルアップを図るため、緩和ケア研修、リンパ・浮腫のケア研修を実施する。
- ・看護継続教育支援として、看護実践者への統計学基礎講座を継続開講する。
- ・看護実践開発研究センターにおいて、県内の看護実践者に対して看護研究支援を行う。
- ・高度専門職者の育成・支援として、CNS課程修了者に対して専門看護師資格試験受験のためのコンサルテーションを行う。

イ 地域との連携

- ・地域研究交流センターおよび大学COC事業を通じて、県、市町村、NPO法人、企業、職能団体、教育機関等、様々な主体との定期的な情報交換、積極的な交流を進める。
- ・協定に基づく実効ある連携事業を推進する。
- ・他研究機関、自治体等と連携し、地域課題に対応した活動・政策提言等を積極的に行う。
- ・県内の看護実践者に対して、効果的・効率的な教育計画を立案するため、山梨県看護協会と定期的な連絡協議会を開催する。
- ・優秀学生活動認定制度の見直しを基に、さらに支援制度を強化する。
- ・教員に既存の「地域活動支援メニュー」を周知し、その活用を図る。

ウ 産学官民の連携

- ・地域研究交流センターや大学COC事業などを通じて、産業界等との交流や情報交換などを行う。
- ・地域シンクタンク等と連携し、県内企業向けにアジア地域の経済・産業・投資情報等、海外事業展開に資する情報の提供を行う。また、企業の県内拠点での異文化理解・交流促進に資するよう、本学への留学生による県内企業でのインターンシップの実施を検討する。

エ 他大学等との連携

- ・他大学や研究機関等との共同研究など研究交流を進める。
- ・大学コンソーシアムやまなしの各種事業に主体的に参加して、教育・研究・生涯学習などの多彩な分野で貢献する。

オ 教育現場との連携

- ・ 保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等との連携を図りながら、学生の教育ボランティア派遣を含め教育支援を行うとともに、出前授業や1日大学体験、大学COC関連事業などにより、高大連携を一層推進する。
- ・ 高校の進路担当教員と大学教員の意見交換会を定期的を開催する。

カ 地域への優秀な人材の供給

- ・ キャリアサポートセンターと学部が連携し、県内で活躍する卒業生の体験などの情報を在學生に提供する。
- ・ 県内関係機関との就職支援に関する連携を継続し、メール・掲示等による学生への情報提供を行い、ガイダンスや交流会への参加を促進する。
- ・ インターンシップを受け入れる主な県内施設の担当者による説明を、2年次進路ガイダンスの中に取り入れるとともに、県看護協会や情報提供会社等が主催する県内病院説明会の紹介を行う。
- ・ 県内施設における奨学金制度に関する情報を学生に情報提供する。
- ・ 県内の病院説明会に学生参加を積極的に促すとともに、具体的な県内医療機関の情報収集を学生ができるように関係機関に働きかける。
- ・ 県立中央病院との連絡会議を定期的を持ち、就職に関する情報交換や意見交換を行う。
- ・ 看護実践開発研究センターにおいて、県の委託を受けて、新人看護職員のための多施設合同研修および、プリセプターのための実地指導者研修・フォローアップ研修を企画実施する。

(2) 国際交流等に関する目標を達成するための措置

ア 学生の国際交流の推進

- ・ 平成25年度に新設した海外留学支援制度の普及を図る。
- ・ 米国等英語圏やアジア圏での新たな交流協定締結に向けて、関連情報の収集・意見交換等を行う。
- ・ 既存の協定その他利用可能な制度を活用し、外国人留学生の受け入れを進める。
- ・ 英語や中国語のホームページの充実を図る。
- ・ 協定校からの留学生は授業料が免除され、成績優秀で経済的困窮にある外国人留学生は授業料が減免されるなど、外国人留学生の学納金の軽減が行われているが、さらなる軽減について検討する。
- ・ 外国の大学との新たな提携関係設定に向けた検討を行う。
- ・ 学生の留学促進のため、留学支援制度の説明会、留学経験者の報告会を行う。
- ・ 学生の留学や海外研修を促すために、特に英語圏への留学には、支援金制度や協定校の拡大（米国等）など新たな方策について検討する。

イ 教職員の国際交流の推進

- ・協定締結大学を中心に教育・学術交流について検討する。
- ・大学の国際交流に関する報告会等に職員を派遣し、他大学等における取組について情報収集を行う。
- ・三育大学（看護学部）との交流プログラムを検討する。
- ・学外の国際研究助成等募集情報の提供等により、教職員の海外活動の支援充実を図る。

ウ 地域の国際交流の推進

- ・地域の多文化共生の推進のため、本学への留学生が県内各地域に出向いて、地域住民・企業等と交流する事業の実施を図る。
- ・看護学部教員および病院医師・薬剤師等の協力を得て健康相談やセミナー等を実施することを通し、在住外国人の保健の向上に資する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- ・役員会及び役員打合会を定期的あるいは必要に応じて開催する。
- ・役員の実任分担のもとで、大学の各部局との連携を密にして効率的・効果的な運営を行う。
- ・予算編成に当たっては、予算編成方針を策定し、教育研究の質の向上をはじめ中期計画を達成するために必要な事業に優先的に配分する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- ・国際政策学部・人間福祉学部の研究科（修士課程）設置計画について、山梨県と引き続き協議を進める。
- ・看護学研究科への博士課程設置の検討を進める。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- ・理事長の定める人事方針に基づき、教員の採用を公募により行う。職員についても、採用を行う場合にあっては公募により行う。
- ・教員評価の基礎となるアカデミック・ポートフォリオの質の向上に取り組むとともに、より客観的な評価制度の確立に向け、「教員業績評価に関する検討会」での議論を踏まえて評価の基準・方法等についての見直しを行い、規程の策定に向けた取組を進める。

- ・職員については、山梨県の人事評価制度に準じた内容での評価を試行する。
- ・前年度における検討結果を踏まえた特別研修派遣を実施する。

4 事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標を達成するための措置

- ・事務組織や業務分掌の適時・適切な見直しを行う。
- ・平成25年度に作成した経費の執行に関する共通マニュアルに基づき、事務処理の一層の効率化を進める。
- ・職務に必要な専門知識と技能を職員に修得させるため、職員の自主的な研鑽を促進するための環境を整備するとともに、年度研修計画にもとづき学内外の研修に参加させる。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ・外部研究資金の獲得に向けて、教職員ポータル等を活用した情報の共有化を図るとともに、科学研究費補助金の未申請者を対象とした研修会を開催する。併せて、科学研究費補助金の執行に関して、文部科学省の方針を踏まえ、適正処理を周知徹底する。
- ・外部資金獲得に向けた応募奨励制度（科学研究費補助金の交付決定総額の6%に相当する額を教員研究費に上乗せ配分）の周知を図り、科学研究費申請率90%以上及び前年度を上回る採択件数を目指す。
- ・平成26年度学生納付金を据え置くとともに、平成27年度に向けて、他大学の動向や社会情勢等を調査、検討し、適切な料金設定を行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ・環境マネジメントシステムを段階的に実施するとともに、電気使用量については平成22年度実績に対して14%の削減量を維持する（平成23年度及び平成24年度における対平成22年度削減実績の平均値13.8%）。
- ・教育研究水準の維持・向上に配慮しながら、組織運営の効率化を進め、経費の抑制に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・資金計画を定め、安全確実な運用を行う。

第5 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

- ・全学での自己点検及び評価を行い、教育研究水準の向上に努める。

第6 その他業務運営に関する目標を達成するための措置

1 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- ・教育情報公開を進め、ホームページ内容の充実を図るなど引き続き大学情報の提供を推し進める。
- ・ホームページ内容の更新及び充実を図るとともに、自治体発行の広報誌などを活用し、大学の行事・活動などの広報を行う。
- ・大学案内冊子の作成、進路説明会、高校訪問及びオープンキャンパス等の方法により、本学の周知を図る。
- ・学長記者会見を効果的な方法で継続的に実施するとともに、報道機関を活用してより多くの情報提供を行う。

2 施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・施設・設備の適切な維持管理を行うとともに、省エネ対策を行う。
- ・大学運営に支障のない範囲内で、大学施設を地域社会に開放する。

3 安全管理等に関する目標を達成するための措置

- ・衛生委員会を適宜に開催し、労働安全衛生法等関係法令を遵守するために必要な措置を講ずる。
- ・衛生管理面では、メンタル不調者の復職に対し「メンタル休養者の復職支援手引き」に沿って支援及び調整を行う。
- ・傷病により養護を必要とする教職員に対し、産業医又は保健師による面接を行い、健康の回復を支援する。
- ・教職員の健康管理のため健康診断を実施するとともに、適切な保健指導体制をとる。
- ・消防計画に基づき、避難訓練を実施するとともに、消火栓などの消火設備の使用法の訓練を行う。
- ・災害発生時に備え、毛布や簡易トイレ等の物資を計画的に備蓄する。
- ・学長プロジェクト（平成24～25年度）の成果・課題を踏まえ、大規模災害時に自主的に行動できる組織作りに向けた取り組みを行う。

4 社会的責任に関する目標を達成するための措置

- ・大学情報の積極的な公開提供を行うとともに、公正公平で信頼性の高い大学運営を行う。
- ・人権侵害防止や人権啓発推進のため、学内外の相談窓口設置、研修会及び学生・教職員を対象としたアンケートの実施により人権侵害防止体制を充実させる。
- ・教職員子育て支援プログラムの周知を引き続き行い、男女共同参画の意識啓発を図る。
- ・環境委員会において学生および教職員が一体となって環境マネジメントシステムを着実に実施する。

第7 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

平成26年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	908
自己収入	778
授業料等収入	717
その他収入	61
施設整備費補助金	23
受託研究費等収入	10
目的積立金取崩	132
計	1,851
支出	
業務費	1,612
教育研究経費	304
人件費	1,308
一般管理費	114
施設整備費	115
受託研究等経費	10
計	1,851

[人件費の見積り]

年度計画期間中総額1,308百万円を支出する。(退職手当を除く。)

2 収支計画

平成26年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	1,807
經常経費	1,807
業務費	1,596
教育研究経費	278
受託研究費等	10
人件費	1,308
一般管理費	181
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	30
臨時損失	0
収入の部	1,732
經常収益	1,732
運営費交付金収益	891
授業料等収益	717
受託研究等収益（寄附金を含む）	5
財務収益	0
雑益	61
資産見返負債戻入	30
資産見返運営費交付金等戻入	5
資産見返物品受贈額戻入	20
資産見返補助金戻入	5
補助金収益	28
臨時利益	0
純利益	△75
目的積立金取崩	75
総利益	0

3 資金計画

平成26年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	2, 2 4 1
業務活動による支出	1, 7 4 2
投資活動による支出	7 3
財務活動による支出	3 6
次年度への繰越金	3 9 0
資金収入	2, 2 4 1
業務活動による収入	1, 7 1 9
運営費交付金収入	9 0 8
授業料等収入	7 1 7
受託研究費等収入	1 0
その他収入	6 1
施設整備費補助金収入	2 3
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	5 2 2

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

2億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。

第11 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設設備の大規模修繕等については、山梨県と協議して決定する。

2 人事に関する計画

第3の3「人事の適正化に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり

3 地方独立行政法人法40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画

なし

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし